長野県外医療機関　様

新生児聴覚検査について（依頼）

長野県　佐久市

佐久市では、聴覚検査の普及啓発を進め、新生児の聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図ることを目的として、「新生児聴覚検査受検票」を交付し、初回検査及び要再検査となった場合の確認検査を公費負担しております。

　ただし、当市で交付している受検票は、長野県内でのみ使用できるものとなり、県外医療機関での受検には使用することができませんので、県外医療機関で新生児聴覚検査を受検された方には、受検者からの申請により償還払いを行います。

　つきましては、次の留意事項に基づき新生児聴覚検査を実施していただきますようお願い致します。

＜留意事項＞

１　聴覚検査の際には、保護者が持参しました「佐久市新生児聴覚検査受検票」及び母子健康手帳の「検査の記録」の欄に日付・検査結果の記入をお願い致します。

結果記入後は、産婦へ受検票をお戻しください。

２　受検料は本人から領収し、保険適用外が分かる形での領収書の発行をお願い致します。

３　佐久市では、助成金の額を県外受検に要した費用の額又は佐久市が一般社団法人長野県医師会と締結する聴覚検査に係る委託契約において定める検査料の額のいずれか少ない額として定めており、償還払いもこの範囲において行います。

精密検査等の保険適応のものについては、受検者の自己負担となります。

４　受検料の償還払い額を決定するにあたり、聴覚検査の内容、単価等について貴院へ問い合わせをする場合がございます。

　お手数をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

＜問合せ先＞

佐久市役所　健康づくり推進課　健康増進係

住所：長野県佐久市中込3056

電話：0267-62-3189（直通）